

## 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定について

1999年（平成11年）、男女共同参画社会基本法が制定され、日本における女性に関する法整備が急速に進められ、国の政策に連動して全国自治体で女性の地位向上のための施策が施行されました。

2015年（平成27年）12月には、国において男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定める「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、同年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立し、2016年（平成28年）4月には全面施行され、社会全体で「女性の活躍」に向けた取り組みが拡大しており、本市でも、これまでの成果と課題を踏まえ今後ますます発展させていく必要があります。

このため、本市では、2017年（平成29年）より、現在運用中である鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を「女性活躍推進法」に基づき策定する「推進計画」と一体のものとする事としました。（該当箇所：基本目標5および6）

男女が共に仕事と生活を両立できる環境を整備することを通じて、すべての女性が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することができる社会づくりを推進します。

平成30年3月

## 鳴門市男女行動計画 体系図

基本目標	課題と施策
1 男女がジェンダーにとらわれず 自分らしくのびのび暮らせる なる	(1)男女平等意識づくりの具体的な推進 (2)男女平等を実現するための教育の実践
2 男女が自己の能力を発揮し、 社会のあらゆる分野で いきいき輝ける なる	(1)政策・方針決定等への積極的参画の推進 (2)社会活動への積極的参画の推進 (3)男女の自立をめざした能力開発の推進
3 <b>DV防止基本計画</b> 男女が互いを思いやり、 あんしんして暮らせる なる	(1)暴力を許さない社会づくりの推進 (2)安心して相談できる体制の確立 (3)被害者の保護と救済支援体制の強化 (4)被害者の自立までをサポートする体制 づくり (5)DVを地域からなくす環境整備
4 男女が集まるにぎわいのある なる	(1)国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践
5 <b>女性活躍推進計画</b> 男女がにこにこ 心豊かに働ける なる	(1)働く場での男女平等の実践 (2)女性の就労環境の整備 (3)多様な働き方に対する支援 (4)女性活躍推進法の周知及び取り組みの促進
6 <b>女性活躍推進計画</b> 男女が家庭責任や地域づくりを いっしょに担う なる	(1)働く男女の家庭・地域生活の両立支援 (2)家庭・地域における男女共同参画の実践 (3)防災分野における男女共同参画の推進
7 福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える なる	(1)高齢者の生活への支援と介護 (2)障がい者の生活支援と介護 (3)ひとり親家庭への支援 (4)一生涯における男女の健康保障